［ロ～ニ　略］

ホ　チャネル間隔は、七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を送信する場合は、一八〇kHz、一・〇八MHz又は三MHzとし、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合は、五MHzとすること。

［二　略］

2　前項の携帯移動地球局の無線設備（同項及び次項に規定する携帯移動地球局の無線設備並びに前項及び第四項に規定する携帯移動地球局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ　チャネル間隔が三MHzのものにあつては、任意の二・七MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。ロにおいて同じ。）以下であること。

ロ　チャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル以下であること。

［四・五　略］

3　第一項の携帯移動地球局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのものは、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である人工衛星局の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。

二　人工衛星局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である人工衛星局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の一八〇kHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四　空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

［ロ～ニ　同上］

ホ　チャネル間隔は、五MHzとすること。

［二　同上］

2　前項の携帯移動地球局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　同上］

三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

［新設］

［四・五　同上］

［新設］